

## 個人情報の保護に関する法律施行規則

第五十ニ号)及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七十二号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、個人情報の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

## (定義)

第一条 この規則において使用する用語は、個人情報に関する法律に関する用語の例による。

(身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準)

第二条 個人情報の保護に関する法律施行令(以下「法」という。)

(護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

(証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号)

第三条 令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 令第一条第七号に掲げる証明書

高齢者  
康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)

第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号

二 令第一条第七号に掲げる証明書 同号ハ  
高齢者  
康保険法(昭和五十七年法律第八十号)第一百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号

三 令第一条第七号ハに掲げる証明書  
(旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号)

第四条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)  
三条第十一項に規定する保険者番号及び同条

第二項に規定する被保険者等記号・番号  
二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)  
第一条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

三 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年法律第三百三十九号)第二条第五号に規定する旅券(日本国政府の発行したものと除く。)	四 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
五 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号	六 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第一百十二条の二第二一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
七 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第一百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号	八 雇用保険法施行規則(昭和五十一年労働省令第三号)第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号(要配慮個人情報)	十 届用保険法施行規則(昭和二十四年法律第二百八十三条)別表に掲げる身体上の障害
十一 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害	十一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三条)別表に掲げる精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十一年法律第二百一十三号)にいう精神障害
十二 神通障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第三百六十七号)第二条第一項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)	十二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害
十三 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成七年法律第二百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの	十三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十一年法律第二百一十三号)にいう精神障害
四 第六条 法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者	十四 他の個人情報取扱事業者への報告

一 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公

二 共団体又は国際機関

三 外国において法第五十七条第一項各号に掲げる者に相当する者

四 前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から三十日以内(当該事態が前条第三号に定めるものである場合においては、六十日以内)に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

五 本人への対応の実施状況

六 前発防止のための措置

七 公表の実施状況

八 再発防止のための措置

九 その他参考となる事項

一 個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

二 保険委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

三 要配慮個人情報が含まれる個人データ(高

度暗号化その他の個人の権利利益を保護す

るために必要な措置を講じたものを除く。以

下この条及び次条第一項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び

次条第一項において「漏えい等」という。)

が発生し、又は発生したおそれがある事態が不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が

漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び

次条第一項において「漏えい等」という。)

が発生し、又は発生したおそれがある事態が不正に利用されることにより財産的被害が

生じるおそれがある個人データの漏えい等が

漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び

次条第一項において「漏えい等」という。)

が発生し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものの含む)の漏えい等が

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがあ

り予定されているものの含む)の漏えい等が

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがあ

五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
六 本人への対応の実施状況
七 公表の実施状況
八 再発防止のための措置
九 その他参考となる事項

(第三者提供に係る事前の通知等)

**第十一條** 法第二十七条第二項又は第三項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 第三者に提供される個人データによつて識別される本人(次号において「本人」といふ。)が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

二 本人が法第二十七条第二項各号に掲げる事項を確實に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

三 法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならぬ。

一 電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法

二 別記様式第二(法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行ふ場合にあつては、別記様式第三)による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。)を提出する方法

三 法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出を行ふ場合には、別記様式第四によるその権限を行う場合は、別記様式第四によるその権限を証する書面(電磁的記録を含む。第十七条第一項、第十八条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十四条第一項、第六項及び第七項、第六十条並びに第六十六条第一項を除き、以下同じ。)を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

四 法第二十七条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第三者に提供される個人データの更新の方法

二 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

(外国にある個人情報取扱事業者の代理人)

**第十二条** 外国にある個人情報取扱事業者は、法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出

を行う場合には、国内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出とともに、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面(日本語による翻訳文を含む。)を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

#### 公表

**第十三條** 法第二十七条第四項の規定による公表は、同条第二項又は第三項の規定による届出があつた後、遅滞なく、インターネットの利用そ

の他の適切な方法により行うものとする。(第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表)

**第十四条** 個人情報取扱事業者は、法第二十七条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

一 法第二十七条第二項の規定による届出を行つた場合 同項各号に掲げる事項

二 法第二十七条第三項の規定による変更の届出を行つた場合 變更後の同条第二項各号に掲げる事項

三 法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行つた場合 その旨

四 法第二十七条第一項の規定による個人データの提供を有する他の個人情報を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外國

五 法第二十七条第一項の規定による個人データの保護に関する制度を有している外國

六 法第二十七条第一項の規定による個人データの保護に関する制度を有している外國

七 法第二十七条第一項の規定による個人データの保護に関する制度を有している外國

八 法第二十七条第一項の規定による個人データの保護に関する制度を有している外國

九 法第二十七条第一項の規定による個人データの保護に関する制度を有している外國

執行當局において必要かつ適切な監督を行ふための体制が確保されていること。

三 我が国との間ににおいて、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。

四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められること。

五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めること、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。

六 個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めることは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる個人データの範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。

七 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が第一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていないことを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に關し必要な調査を行ふものとする。

八 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなつたと認めると又は当該外国に該当しなくなつたと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

九 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなつたと認めると又は当該外国に該当しなくなつたと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

十 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなつたと認めると又は当該外国に該当しなくなつたと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

十一 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなつたと認めると又は当該外国に該当しなくなつたと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

十二 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなつたと認めると又は当該外国に該当しなくなつたと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

十三 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなつたと認めると又は当該外国に該当しなくなつたと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

十四 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなつたと認めると又は当該外国に該当しなくなつたと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

十五 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなつたと認めると又は当該外国に該当しなくなつたと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

十六 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなつたと認めると又は当該外国に該当しなくなつたと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

ける当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

三 第一項第二号の規定により情報提供する方法(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

四 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

五 第一項第一号の規定により情報提供する方法(外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする)。

六 第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該外国の名称

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に關する情報

三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

四 前項の規定にかかるわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

三 二項の規定にかかるわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

四 第二項の規定にかかるわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

五 第二項の規定にかかるわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

六 第二項の規定にかかるわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

七 第二項の規定にかかるわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

八 第二項の規定にかかるわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

のある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となつたときは、個人データ（法第三十一条第二項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

法第二十八条第三項の規定により情報提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第二十八条第一項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第一项第一号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

八 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

九 本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成）

第十九条 法第二十九条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又

はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

法第二十九条第一項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第二十二条から第二十四条まで、第二十七条及び第二十八条において同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データを継続的に若しくは反復して提供する（法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対しても同じ。）、個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

個人データを継続的に若しくは反復して提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

個人情報取扱事業者は、法第二十九条第三項に規定する方法により記録を作成した場合にかかる個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十九条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

（第三者提供に係る記録の作成）

第二十条 法第二十九条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

二 当該個人データを提供した年月日

（ロ）当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。第二十八条第一項第三号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

（二）当該個人データの項目

前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。（第三者提供に係る記録の保存期間）

第二十一条 法第二十九条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第十九条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行つた日から起算して一年を経過する日までの間

二 第十九条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行つた日から起算して三年を経過する日までの間

三 前二号以外の場合 三年

（第三者提供に係る記録の確認）

第二十二条 法第三十条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法

（二）その他の適切な方法とする。

法第三十条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

（二）法第三十条第一項各号に掲げる事項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法

（二）その他の適切な方法とする。

（二）法第三十条第一項各号に掲げる事項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

（二）前二項の規定にかかるわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（二）当該個人データの項目

法第三十条第三項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。（第三者提供に係る記録の保存期間）

第二十三条 法第三十条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成）

第二十四条 法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 個人情報取扱事業者から法第二十七条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

二 個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

（二）個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

（二）当該個人データの項目

（二）法第二十七条第四項の規定により公表されている旨

（二）個人情報取扱事業者から法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

（二）法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨

（二）前号からニまでに掲げる事項

（二）個人関連情報取扱事業者から法第三十一条第一項の規定による個人関連情報の提供を受けた個人データとして取得した場合 次のイ

（二）法第三十一条第一項第一号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報

取扱事業者にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われている旨

法第三十条第一項第一号に掲げる事項ハ第一号ハに掲げる事項

二 当該個人関連情報の項目

四 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合第一号ロからニまでに掲げる事項

合前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十条第三項における記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供を受ける際の記録の保存期間）

第二十五条 法第三十条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第二十三条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過するまでの間

二 第二十三条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過するまでの間

三 前二号以外の場合 三年

（個人関連情報の第三者提供を行いう際の確認）

第二十六条 法第三十一条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行いう方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

法第三十一条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

前二項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十一条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（個人関連情報の第三者提供を行いう際の確認）

第二十七条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

二 当該個人関連情報の項目

合前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十条第三項における記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存）

第二十八条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十一条第一項第一号の本人の同意を得られていないことを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨

二 個人関連情報を提供した年月日（前条第二項ただし書の規定により、法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録を一括して作成する場合にあっては、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名）

三 前二号に定める基準は、次のとおりとする。

一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

四 当該個人関連情報の項目

（個人関連情報の第三者提供を行いう際の確認）

第二十九条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第二十七条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して一年を経過するまでの間

二 第二十七条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して一年を経過するまでの間

三 前二号以外の場合 三年

（個人関連情報の第三者提供を行いう際の記録事項）

第二十八条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十一条第一項第一号の本人の同意を得られていないことを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨

二 法第三十一条第一項第一号の本人の同意を得られていないことを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨

三 前二号に定める基準は、次のとおりとする。

一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

四 当該個人関連情報の項目

（個人関連情報の第三者提供を行いう際の確認）

第三十条 法第三十一条第三項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第四十一条第二項に規定する削除情報の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間）

第三十一条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存）

第三十二条 法第四十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第四十一条第二項に規定する削除情報の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成）

第三十三条 法第四十一条第八項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するための評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

二 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従つて削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

（電磁的方法）

第三十四条 法第四十一条第二項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第三十五条 法第四十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

（個人関連情報の第三者提供を行いう際の記録事項）

第三十六条 法第三十一条第一項において読み替えて準用する法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十一条第一項第一号の本人の同意を得られていないことを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨

二 法第三十一条第一項第一号の本人の同意を得られていないことを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨

三 前二号に定める基準は、次のとおりとする。

一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

四 当該個人関連情報の項目

符号を復元するとのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報を措置を講じて得られる情報を連結することができるない符号に置き換えることを含む)。

四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること(含む))。

五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講すること。

**第三十五条** 法第四十三条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 加工方法等情報(匿名加工情報の作成用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第四十三条第一項の規定により行つた加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る))をいう。以下この条において同じ)を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従つて加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表)

**第三十六条** 法第四十三条第三項の規定による公示表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作りを行うものとする。

2 個人情報取扱事業者が他の個人情報取扱事業者は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前面に規定する方法により公表するものとする。この場合には、當該公表をもつて当該個

人情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなす。

**第三十七条** 法第四十三条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第四十三条第四項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(加工方法等情報に係る安全管理措置の基準)

**第三十八条** 前条第一項の規定は、法第四十四条の規定による公表について準用する。

2 前条第二項の規定は、法第四十四条の規定による明示について準用する。

**第三十九条** 法第五十条第一項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第四十七条第一項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

**第四十条** 法第五十四条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。

(個人情報保護指針の届出)

二 個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表

三 第四十二条 法第五十四条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(認定個人情報保護団体による個人情報保護指針の公表)

**第四十一条** 法第五十四条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(個人情報保護指針の届出)

三 法第五十四条第二項の規定による届出

一 設立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているとき)に限る)。

(個人情報保護委員会への報告)

**第四十二条** 認定個人情報保護団体は、法第五十四条第三項の規定による公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第二項の規定により届け出た個人情報保護指針を公表するものとする。

(個人の権利利益を害するおそれがあるもの)

3 四十三条规定による個人の権利利益を害するおそれがあるものは、次の各号のいづれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するため必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下こ

の条及び次条第一項において「漏えい等」という)が発生し、又は発生したおそれがある事態。

二 不正に利用されることにより財産的被害が発生し、又は発生したおそれがある事態が発生し、不正の目的をもつて行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関に対する行為による保有個人情報(当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているもののを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態。

三 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態。

四 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行った場合であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められていないとき)に限る)。

(個人情報保護委員会への報告)

五 二項本文の規定による通知をする場合には、第四十三条各号に定める事態を知つた後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

六 行政機関の長等は、法第六十八条第二項による事項を通知しなければならない。

(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされる措置に相当する措置を継続的に講ずるため

3 前条第三号に定めるものである場合にあつては、六十日以内に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法(電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用する者が困難であると認められる場合にあつては、別記様式第六による報告書を提出する方法)により行うものとする。

(本人に対する通知)

**第四十五条** 行政機関の長等は、法第六十八条第二項本文の規定による通知をする場合には、第四十三条各号に定める事態を知つた後、当該事

態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされる措置に相当する措置を継続的に講ずるため

に必要な体制の基準)

**第四十六条** 法第七十七条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受けける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿つた措置の実施が確保されていること。

二 保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

三 保有個人情報の提供に係る同意取得時の情報提供

一 法第七十七条第二項の規定により情報報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第七十七条第二項の規定による情報報を提供するための措置は、次に掲げる事項について行うものとする。

九 その他参考となる事項

2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知つた日から三十日以内(当該事が

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該  
外国における個人情報の保護に関する制度に  
関する情報  
三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のため  
の措置に関する情報

前項の規定にかかるわらず、行政機関の長等は、法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報 第二項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。  
(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第四十八条 法第七十一条第三項の規定による外  
国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該措置の継続的な実施の確保が困難となつたときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること。

三 法第七十一条第三項の規定による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

四 行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正遂行に支障を及ぼす

おそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第七十一条第一項に規定する体制の整備の方法  
二 当該第三者が実施する相当措置の概要  
三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法  
四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要  
六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関する第一項第二号の規定に定める求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

八 行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

九 行政機関の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

第十条 法第七十三条第四項に規定する電磁的方法(電磁的方法)

第十九条 法第七十三条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む)。

二 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む)。

三 前号に定めるものほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられない電気通信(電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む)。

(令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項)

第五十条 令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に規定する他の法令の規定により特別の手続が定められているときの、当該法令の条項

二 法第七十四条第一項の規定に基づき通知をした事項を変更しようとすると、当該変更の予定年月日

(情報通信技術による開示請求に係る手数料の納付の方法)

第五十一条 令第二十七条第一項第二号に掲げる場合における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用すり方法であつて主務省令で定めるものは、同号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第五十二条 令第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便切手又は個人情報保護委員会が定めるこれに類する証票で納付する方法

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第八十七条第三項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法

(提案の募集の方法)

第五十三条 法第一百十一条の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

二 提案の募集に関する必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(提案の方法等)

第五十四条 法第一百十二条第一項の提案は、別記様式第七により行うものとする。

三 提案の募集に関する必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

四 前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長等が必要と認める書類

五 前項の規定は、代理人によつて第一項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

六 法第一百十二条第三項第一号(法第一百八十八条第二項で準用する場合を含む。)の書面は、別記様式第八によるものとする。

七 行政機関の長等は、法第一百十二条第二項の規定により提出された書面又は同条第三項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第一項の提案をした者又は代理人に対し、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七条第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他日本に在籍する者等の出入国管理に関する法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるものと認めるものとする。

二 提案をする者が法人その他の団体である場合にあつては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登記証明書で提案の日前六月以内に作成されたものその他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるものと認めるものとする。

三 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあつては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

四 前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長等が必要と認める書類

五 前項の規定は、代理人によつて第一項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

六 法第一百十二条第三項第一号(法第一百八十八条第二項で準用する場合を含む。)の書面は、別記様式第八によるものとする。

七 行政機関の長等は、法第一百十二条第二項の規定により提出された書面又は同条第三項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第一項の提案をした者又は代理人に対し、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者) 委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数) 法第一百四十四条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める数は、千人とする。

(提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間) 法第一百四十四条第一項第五号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第一百二十二条第一項第五号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

(提案に係るその他の審査の基準) 法第一百四十四条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

(審査した結果の通知方法及び通知事項) 法第一百四十四条第二項の規定による通知書により掲げる書類を添えて別記様式第九の通知書により行うものとする。

(審査した結果の通知方法及び通知事項) 法第一百四十四条第二項で準用する場合を含む。の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

2 前号の契約の締結に関する書類 法第一百四十四条第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 納付すべき手数料又は利用料(以下この項目において「手数料等」という。)の額 法第一百四十四条第二項の規定による通知書により行うものとする。

三 手数料等の納付方法 (行政機関への手数料の納付の方法)

四 行政機関等匿名加工情報の提供の方法 法第一百四十四条第三項の規定による通知書により行うものとする。

5 記様式第十一の通知書により行うものとする。 (行政機関への手数料の納付の方法)

第六十条 令第三十一条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書面は、前条第一項の別記様式第十とする。

2 令第三十一条第三項に規定する手数料の納付に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、前条第一項の書類を提出することにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼つて納付する方法

二 令第三十一条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令(平成十三年財務省令第十号)別紙書式の納付書により納付する方法

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

二 令第三十一条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令(平成十三年財務省令第十号)別紙書式の納付書により納付する方法

(行政機関等匿名加工情報の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること)。

(行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項)

五 前号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること) (匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第六十七条 法第一百二十三条第三項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報の権限及び責任を明確に定めること) 除く。以下この条において同じ。を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従つて匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するためには、必要かつ適切な措置を講ずること。

(法第一百六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 保有個人情報を含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

三 保有個人情報と当該保有個人情報を位置づけること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

四 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従つて行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要な措置を講ずること。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第六十六条 法第一百二十三条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第七十条 法第一百六十七条第一項の規定による届出は、電子情報処理組織(個人情報保護委員会

2 法第一百二十三条第一項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。 (匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第六十七条 法第一百二十三条第三項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報の権限及び責任を明確に定めること) 除く。以下この条において同じ。を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従つて匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するためには、必要かつ適切な措置を講ずること。

(法第一百六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 保有個人情報を含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

三 保有個人情報と当該保有個人情報を位置づけること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

四 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従つて行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要な措置を講ずること。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第六十六条 法第一百二十三条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第七十条 法第一百六十七条第一項の規定による届出は、電子情報処理組織(個人情報保護委員会

(条例を定めたときの届出)

第六十六条 法第一百二十三条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法(電気通信回線の故障、灾害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第十五による届出書を提出する方法)により行うものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第七条の規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### 第二条 削除

(第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第三条 第十三条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十二条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る)を作成しているものについては、第十三条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供に受ける際の確認に関する経過措置)

第四条 法第二十六条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に第十五条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について第十六条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、第十四条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に第十五条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について第十六条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、第十九条第三項を適用することができる。この場合において、「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第五条 第十七条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十六条に規定する方法に相当する方法と読み替えるものとする。

第五条 第三条第三項に規定する方法によつて記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第十九条第三項を適用することができる。この場合において、「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

第五条 第十七条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十六条に規定する方法に相当する方法と読み替えるものとする。

第五条 第三条第三項を適用する際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)

では、第十七条第二項を適用することができます。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

2 第八条の規定は、改正法附則第二条の規定による届出について準用する。

(個人関連情報の第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置)

第六条 第七条第一項の規定(通知に規定する部分に限る。)は、改正法附則第二条の規定による通知について準用する。

(改正法附則第二条の規定による届出の方法)

第七条 改正法附則第二条の規定による届出は、別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出して行うものとする。

(改正法附則第二条の規定による届出の方法)

第六条 第七条第一項の規定(通知に規定する部分に限る。)は、改正法附則第二条の規定による通知について準用する。

(改正法附則第二条の規定による届出の方法)

第七条 改正法附則第二条の規定による届出は、別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出して行うものとする。

(改正法附則第二条の規定による届出の方法)

二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則(平成二十九年個人情報保護委員会規則第一号)

二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則(平成二十九年個人情報保護委員会規則第二号)

三 第二十四条第一項第三号に規定する事項のうち、施行日前に第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第二十四条第二項を適用することができます。この場合において、同項中「前条に規定する方法に相当する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(個人関連情報の第三者提供を行なう際の確認に関する経過措置)

四 第四十一条第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に第二十六条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について第二十六条に規定する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、第二十六条第三項の規定を適用することができます。この場合において、同項中「前二項に規定する方法に相当する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

五 第二十九条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第二十七条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について第二十七条に規定する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、第二十九条第三項に規定する方法に相当する方法と読み替えるものとする。

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

六 別表第二条(一)に規定する個人情報の保護に関する法律(新規則第二十条第二項の規定による新規則第二十二条第二項に規定する方法に相当する方法)と読み替えるものについては、新規則第二十二条第二項に規定する方法に相当する方法と読み替えるものとする。この場合において、同項中「前条に規定する方法に相当する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは、「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。  
 （第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置）  
**第六条** 別表第二法人等において、新規則第二十条第一項（同項第三号を除く。）に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成してあるものについては、新規則第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

#### 附 則（令和四年四月二十日個人情報保護委員会規則第四号）

（施行期日）

**第一条** この規則は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、整備法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。（整備法附則第八条第二項の規定による届出の方法）

**第二条** この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第七十条の規定は、整備法附則第八条第二項の規定による届出について準用する。（新規則第十二条の規定は、整備法附則第九条第三項の規定による通知等の方法）

**第三条** 新規則第十二条の規定は、整備法附則第九条第三項の規定による通知及び届出について準用する。  
 2 新規則第十二条の規定は、新規則第十九条第三項の規定による届出について準用する。（第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

**第四条** 特定地方独立行政法人等（整備法第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第五十八条第一項第一号に掲げる者又は同条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは特定地方独立行政法人等（整備法第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第五十八条第一項第一号に掲げる者又は同条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五

同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる新個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下同じ。）において、新規則第二十条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第十九条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成してあるものについては、新規則第二十条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置）

**第五条** 特定地方独立行政法人等において、新個人情報保護法第三十条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十二条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第二十二条第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは、「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

#### 附 則（令和五年一二月二七日個人情報保護委員会規則第五号）

（施行期日）  
**第六条** 特定地方独立行政法人等において、新規則第二十四条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは、「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）  
**第八条** 特定地方独立行政法人等において、新規則第二十八条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十八条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

別記様式第一（第八条第三項関係）	交付日	年月日
備考欄		

個人情報の保護に関する法律第26条第1項の規定により、次とおり記入し

ます。  
 年月日

記入者の氏名又は名称  
 住所又は居所（以下「記入者」といふ）  
 認証文又は證書の名印：□押印 □蓋印

記入者の氏名又は名称 住所又は居所（以下「記入者」といふ）	記入者の氏名 住所又は居所
記入者の氏名 住所又は居所（記入欄に記入）	（記入欄）
事務連絡者の氏名 所属部署 E-mail	電話（）

5. 報告事項  
 (1) 異常の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日 年 月 日  
 発見日 年 月 日  
 発生事例に該当しない場合は、該当する□に印を付けてください。  
 発見者 □ 目撃者先 □ 取引先 □ 関係会員 □ その他のおそれ  
 発見者 □ 会員登録者 □ 第1号(契約更新登録者) □ 第2号(財務的負担者)  
 第3号(会員登録料金未納者) □ 第4号(子人印) □ 第5号(子人印)  
 第6号(上記に該当しない場合)  
 報告者に個人データの教示いを委託した者(委託先)の有無:  
 □ 有 (名前: )  
 (住所: )  
 (電話: )  
 □ 無  
 報告者から個人データの教示いを委託を受けた者(委託先)の有無:  
 □ 有 (名前: )  
 (住所: )  
 (電話: )  
 □ 無

参考社説  
 ■題記:  
 ■異常の詳細・異常後の緊急対応(四点並列):  
 ■異常原因による障害の実施状況(被験器等装置等)に該当する場合は  
 □ 本実施 (実施日【依頼日】 年 月 日)  
 □ 対応予定【依頼予定期】 年 月 日  
 □ 対応なし  
 (詳細: )

- 30 -

(2) 諸問い合わせが生じ、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の取扱いの有無(該当する□に印を付けること。)

郵便: □ 紙 □ 電子媒体 □ その他 ( )  
 電話: □ 本機器専用機 □ 他の機器 ( )  
 領域: □ 氏名 □ 生年月日 □ 性別  
 □ 住所 □ 電話番号 □ メールアドレス  
 □ タクシートーカー情報 □ パスワード  
 □ その他 ( )

(3) 諸問い合わせが生じ、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の取扱いの有無(該当する□に印を付けること。)

郵便: □ 本人 □ 代理人 □ 会社 □ その他 ( )  
 本人: □ 既存者 □ 新規登録者 □ 不明  
 原因: □ 不審アタック  
 (改変履歴: ( )  
 □ 第1回 □ 第2回 □ 第3回 ( )  
 □ 認証番号 □ 本人 □ 遺失 □ 従業員不正  
 □ その他 ( )  
 (詳細: )

(5) 二度目異常はそのおそれの有無及びその内容(該当する□に印を付けること。)  
 有無: □ 有 □ 無 □ 不明  
 別紙:

(6) 本人への対応の実施状況(該当する□に印を付けること。)  
 本人への対応(通知を含む): □ 本人登録 (対応中) □ 対応予定  
 □ 対応なし  
 詳細(予定なしの場合、理由を記述):

- 31 -

■題記:  
 ■異常の詳細・異常後の緊急対応(四点並列):  
 ■異常原因による障害の実施状況(被験器等装置等)に該当する場合は  
 □ 本実施 (実施日【公表日】 年 月 日)  
 □ 対応予定【公表予定期】 年 月 日  
 □ 対応なし  
 □ その他 ( )  
 公表の方法: □ Webページ掲載 □ 記者会見  
 □ 新聞掲載等への資料配布  
 □ その他 ( )  
 公表文:

(7) 公表の実施状況(該当する□に印を付けること。)  
 事業の公表: □ 実施 (公表日: 年 月 日)  
 □ 対応予定期 ( )  
 □ 対応なし  
 □ その他 ( )  
 公表の方法: □ Webページ掲載 □ 記者会見  
 □ 新聞掲載等への資料配布  
 □ その他 ( )  
 公表文:

(8) 再発防止のための措置  
 実施済の措置:  
 今後実施予定の措置(長期的に講ずる措置を含む)及び既了予定期:

(9) その他参考となる事項:

- 記載要領  
 1. 被験器の受付日及び交付番号の欄には記入しないこと。  
 2. 被験器の取扱いに関する記載欄には記入しないこと。  
 3. 2. の「(法人番号)」欄に記入する場合は個人登録欄にて記入欄に記入せら  
 うこと。  
 4. 2. の「(法人番号)」欄に記入する場合は個人登録欄にて記入欄に記入せら  
 うこと。  
 5. 2. の「(法人番号)」欄に記入する場合は個人登録欄にて記入欄に記入せら  
 うこと。  
 6. 2. の「(法人番号)」欄に記入する場合は個人登録欄にて記入欄に記入せら  
 うこと。  
 7. 3. (7) の「公文文」には、公表を予定している場合、公表予定期の文書  
 を記載すること。  
 8. 用紙の大きさは、日本標準規格A4をすること。

- 33 -

別記様式第二（第十一條第二項関係）
提出書類

個人情報保護委員会 構  
提出書

〔個人情報の開示等に関する法律（第27条第2項・第27条第3項）・アジタル社会の開拓に係る個人情報保護の促進に関する法律（令和3年法律第37号）の規定による〕

年 月 日

提出者の氏名又は名称  
住所又は居所

個人情報を扱う個人情報の事業者（以下「提出者」といふ。）の概要
提出者登録番号
個人又は法人等の種別
個人 2. 法人等
提出者の氏名
又は名称
法人登記番号（登記番号）
郵便番号 郵便局 郵便番号 町村
提出者の住所 又は居所
電話（ ）
提出者の證号（フリガナ）
提出者のホームページアドレス
代表者の氏名（フリガナ） （提出者が個人の場合はご用意し。）
監査指揮者の氏名（フリガナ）

- 34 -

（提出者と提出書類には記載は要旨可）
電話（ ）
E-mail（ ）

2. 提出項目  
 (1) 本人のためにして本提出書類に添える当該本人が識別される個人データの  
 第三者への提供を抑止すること。  
 (2) 本人への印を付けること。  
 (3) 第三者への提供を抑止すること。  
 (4) 第三者への提供を抑止する個人データの選択方法。  
 (5) 第三者への提供を抑止する個人データの確認。  
 (6) 第三者への連絡の方法。  
 (7) 本人の求め受取る個人データの該当するもの全ての印を押付けること。  
 □ 郵便（宛先： ）  
 □ 交付（交付者： ）  
 □ 電話（番号： ）  
 □ E-mail（ ）  
 ○ その他（ ）

- (8) 提出書類に係る個人データの第三者への提供を開始する予定期  
 【 年 月 日】
3. 個人情報保護委員会による公表に関する希望（いずれかの□に印を付けること）  
 □ 希望なし  
 □ 希望あり  
 □ 公表提出書類により、【 年 月 日】以降の公表を希望（公表日を指す理由： ）

- 35 -

5. 附付書類（□に印を付けること）  
 □ 委任状（代理人により届出を行う場合に限る。）

- 記載欄  
 1. 最上段の提出日及び提出書類の欄は記載しないこと。  
 2. 指定をした欄は、該当する数字を□で埋めこむこと。  
 3. 記載欄の印を押す場合は、印を押す前に印を押した際に下線を引くこと。  
 4. 1. の「提出書」は日本語で記載する個人情報を識別するための  
 他の言語で記載する場合は、平成25年法律第27条第3項に定める  
 規定による個人情報を記載すること。  
 5. 1. の「提出書」は提出書類の提出を記載する欄に記載され、  
 6. 1. の「委託書」の氏名には必ず提出書類の提出者（認証番号  
 及びE-mailアドレス）を記載すること。  
 7. 他の提出書類は、提出書類の提出を記載した日を記載すること。  
 8. 2. (2) の欄には、個人情報の保護に関する法律第21条第1項の規定  
 により、本人に通知し、若しくは公表した料金日又は回第2項の規  
 定により、個人情報の保護に関する法律第27条第3項の規定により、  
 9. 4. の「提出書」には個人情報の保護に関する法律も含まれ、例えば要  
 配達料の算定を法律第27条第3項の規定により算出することは  
 できない。  
 10. 紙面の大きさは、日本通常規格A4とすること。

- 36 -

別記様式第三（第十一條第二項関係）
提出日 年 月 日

個人データの提供に関する法律第27条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

提出者の氏名又は名称  
住所又は居所

個人情報を扱う個人情報の事業者（以下「提出者」といふ。）の概要
提出者登録番号
個人又は法人等の種別
個人 2. 法人等
提出者の氏名
又は名称
法人登記番号（登記番号）
郵便番号 郵便局 郵便番号 町村
提出者の住所 又は居所
電話（ ）
提出者の證号（フリガナ）
提出者のホームページアドレス
代表者の氏名（フリガナ） （提出者が個人の場合はご用意し。）
監査指揮者の氏名（フリガナ）

- 37 -

別記様式第四  
(第十一條第三項関係)

事務連絡者の氏名 (代表者と異じ場合は には記載は省略可)	（フリガナ）
電話 ( )	E-mail

2. 個人データの第三者への提供をやめた日  
〔 年 月 日 〕

3. 個人データの第三者への提供をやめた日  
〔 年 月 日 〕

4. 個人情報保護委員会による公表に関する希望 (いずれかの□に印を付けること)

希望なし

次の理由により、【 年 月 日 】以後の公表を希望  
(公表日を指定する理由)

5. 対応期間 (□に印を付けること)

委任状 (代理人により届出を行う場合に限る。)

記載欄

- 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
- 数字を用じて欄に該当する数字を□で印すること。
1. 代理人の氏名又は氏名と異なる登録名又は個人情報を保護するための番号の共同名に該当する法律 (平成 22 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定する「個人番号」を備す。なな、法、漢字をも記載する場合に、同本第 3 項の規定による登録番号を記載すること。
4. の「事務連絡者の氏名」には、必ず連絡の認める連絡先 (電話番号及び E-mail アドレス) を記載すること。
5. 1. の「代理人の氏名又は氏名と異なる登録名又は個人情報を保護するための番号の共同名」に記載する場合は、本欄に記載されるとされる。
7. 用途のときは、日本郵便宛 A4 とすること。

- 38 -

別記様式第四 (第十一條第三項関係)

委 任 状

代理人所在地又は住所

代理人名前 (部署名)

代理人文書名 (部署名)

上記の者を代理人とし、代理人部署の変更に関する法律 (第 27 条第 2 項・第 22 条第 3 項)・デジタル社会の形成を図るために係る法律の整備に関する法律 (令和 3 年法律第 37 号) 第 4 条第 9 項第 3 項の規定による届出手続に関する一切の規定を遵守します。

年 月 日

委任者所在地又は住所

委任者名又は氏名

委任者連絡先 (部署名)

- 39 -

別記様式第五  
(第四十一条関係)

別記様式第五 (第四十一条関係)
届出日 年 月 日
届出番号

届出書

個人情報の開示に関する法律第 54 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 聞

団体の名称

住所

団体の名称			
個人番号 (税番)	郵便番号	都道府県	市町村
団体の住所			
電話 ( )	（フリガナ）		
代表者の氏名	（フリガナ）		
事務連絡者の氏名 (代表者と異じ場合は には記載は省略可)	（フリガナ）		
電話 ( )	E-mail		

- 40 -

- 届け出る個人情報保護機関に係る事項
  - 削除の要請 (いずれかの□に印を付けること)
  制約 ( ) 実現
  - 個人情報保護機関を (作成、変更) した日
  - 個人情報保護機関の責任者 (いずれかの□に印を付けること)
  有  無
  - 仮名加工 (削除) に関する事項の有無 (いずれかの□に印を付けること)
  有  無
  - 匿名加工 (削除) に関する事項の有無 (いずれかの□に印を付けること)
  有  無
  - 差別化の方法及び流通の概要 ((7) で「有」を選択した場合)

(7) 消費者の意見を代表する者その他の利害関係者の意見 (いずれかの□に印を付けること)
 有  無

(8) 差別化の方法及び流通の概要 ((7) で「有」を選択した場合)

3. 個人情報保護委員会による個人情報保護機関の公表に関する希望  
(いずれかの□に印を付けること)
 希望なし

次の理由により、【 年 月 日 】以後の公表を希望  
(理由) ( )

4. 対応期間 (□に印を付けること)
 個人情報保護機関 (必要)

その他 ( )

- 41 -

別記様式第六  
(第四十四条第三項関係)

記載事項  
1. 旨と跡の提出日及び開示委員会の欄には記載しないこと。  
2. 数字を付した欄は、該当する数字を□に印を付けること。  
3. 1. の「法人番号」欄に日本行政手続における新規の法人番号が記載する場合は、法人番号の欄に記載する。ただし、法人番号を記載する場合は、開示委員会の欄に、開示する「個人番号」を削除する。  
4. 本様式に記載する個人番号は、個人番号を記載する欄に、開示する「個人番号」を記載すること。  
5. 本様式に記載する個人番号は、個人番号を記載する欄に、開示する「個人番号」を記載すること。  
6. 本様式に記載する個人番号は、個人番号を記載する欄に、開示する「個人番号」を記載すること。  
7. 本様式に記載する個人番号は、個人番号を記載する欄に、開示する「個人番号」を記載すること。

- 42 -

開示請求書提出日	年 月 日
提出者名	

開示書

個人情報の保護に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり開示します。

年 月 日

個人情報保護委員会 段

開示者の氏名又は名称  
住所又は居所

開示者の氏名	（記入欄）
法人番号(登記番号)	（記入欄）
開示者の住所	（記入欄）
法人を代表する者の氏名 （記入欄）	（記入欄）
（開示者が該当事務所の 法人の場合は） 事務所の所在地	（記入欄）
事務連絡者の氏名	（記入欄）
所属部署	（記入欄）
E-mail	（記入欄）

- 43 -

3. 傷害事項  
(1) 事実の概要(該当する□に印を付けること)  
発生日： 年 月 日  
発生地： 年 月 日  
発生原因： □ 意図的 □ 過失 □ 故意のおそれ □ 故失  
発生者： □ 本人 □ 第三者 □ その他  
□ 代理人 □ 代理権者 □ 代理権者(代理人)  
□ 法人代表者の外見記載(例： 国籍等からのお得感)  
□ カード会社 □ 携帯電話会社  
□ 其他：

規則第43条各号該当事項： (1) 第1号(被保護個人情報)  
□ 第2号(財産的被害)  
□ 第3号(精神的被害)  
□ 第4号(個人犯)  
□ 第5号(条例保護個人情報)  
□ 第6号(個人情報を扱う場合の個人の権利)  
開示者が個人情報を委託した者(委託先)の有無：  
□ 有(名称： )  
□ 有(住所： )  
□ 有(電話： )  
□ 無

開示者から個人情報を取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無：  
□ 有(名称： )  
□ 有(住所： )  
□ 有(電話： )  
□ 無

開示状況	（記入欄）
開示の経緯・発覚後の事実経緯(時系列)	（記入欄）
開示場所(開示する箇所)(規則第43条第3号に該当する場合のみ) □ 本店(本拠地) (検査日： 年 月 日) □ 支店(支店名) (検査日： 年 月 日) □ 他支店(支店名) (検査日： 年 月 日)	（記入欄）

- 44 -

□ 通常時 □ 特定なし □ 事件なし	（記入欄）
---------------------------	-------

(2) 誰かが傷害を受け、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目(該当する□に印を付けること)  
該当する□に印を付けること。  
属性： □ 性別 □ 年齢 □ 電子媒体 □ その他( )  
種別： □ 住居 □ 仕事場 □ 通学場所 □ その他( )  
項目： □ 氏名 □ 生年月日 □ 性別 □ 住所 □ 電話番号 □ メールアドレス  
□ パスワード □ ブラウザカード情報 □ その他の( )

(3) 誰かが傷害を受け、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数  
( )人、うちクレジットカード持主( )人

(4) 保有個人情報(該当する□に印を付けること)  
主事： □ 顧客名 □ 委託先 □ 不明  
原因： □ 不正アクセス □ 委託先 □ その他( )  
属性： □ 会員登録( )  
□ 読取( )  
□ 読取り( )  
□ 読込み( )  
□ 読込み( )  
□ その他( )

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容(該当する□に印を付けること)  
有無： □ 有 □ 無 □ 不明  
詳細： (記入欄)

- 45 -

(6) 本人への提出の実施状況（提出する口印を付けること）  
 本人への対応（通知を含む）□ 情報提出（通知を含む）□ 対応予定  
 □ 実施なし  
 詳細（実施なしの場合は、理由を記載）

(7) 公表の実施状況（該当する□に印を付けること）  
 事業の内容：□ 実施予定期間：年 月 日～年 月 日  
 □ 対応予定期間：年 月 日～年 月 日  
 □ 対応なし  
 公表の方法：□ パブリックページに掲載 □ 記者会見  
 □ 営業時間等への資料配布  
 □ その他（ ）  
 公表文

(8) 再開防止のための措置  
 実施済みの措置：

今後実施予定の措置（長期的に継続する措置を含む）及び完了予定期間：

(9) その他押出しなな事項：

- 46 -

**記載要領**  
 1. 最上段の受付日及び受付番号欄には記載しないこと。  
 2. 統括として提出の際には、前記欄から記載を変更して該欄に下線を引くこと。  
 3. 2. の「(法人番号)」における登記料における特約の個人を勤務するための番号の利用に関する法律（平成22年法律第27号）第2条第15項に規定する登記料を記載すること。  
 4. 2. の「(登記申請者の氏名)」は、登記申請者の直轄電話番号ではなく、当該登記申請者の直轄電話番号を記載すること。  
 5. 2. の「(登記申請者の氏名)」は、公表を予定している場合、公表予定期間の又は記載又は添付すること。  
 6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 47 -

別記様式第7（第五十四条第一項関係）

行政機関等名加工情報をその用に供して行う事業に関する機密事項

年 月 日

（行政機関の長等） 殿

姓 名（登記申請者の氏名）  
 住所又は居所（法人その他の団体の場合は、本店又は主要な事務所の所在地を記載すること。）  
 氏名（法人その他の団体の場合は、代表者の氏名を記載すること。）  
 運営先（運営者の氏名）  
 メールアドレスを記載すること。  
 指定部署等がある場合は、当該指定部署及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律第12条第1項の規定により、以下とおり行  
政機関等名加工情報をその用に供して行う事業に関する機密事項をしょ

1. 個人情報ファイルの名称

2. 行政機関等名加工情報の本人の数

3. 加工の方法等を特許するに足りる事項

4. 行政機関等名加工情報の利用

（1）利用の目的

- 48 -

(2) 利用の方法  
 (3) 利用に供する事業の内容  
 (4) (上) (3) の事業の用に供しようとする期間

5. 公表の実施状況

6. 行政機関等名加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体 □ CD-R □ DVD-R  
 (2) 提供方法 □ 邮便又は電子メール

**記載要領**

1. 「個人情報ファイルの名称」には、「電子政府の総合窓口（e-Gov）等において表示している個人情報ファイル（個人情報の収集に関する法律第12条第1項の規定により、個人情報を保護するための法律等に規定する個人情報ファイルに記載されている個人情報ファイルの名称）」の

2. 「個人情報ファイルの名称」を記載すること。  
 3. 「個人情報ファイルの名称」を記載すること。  
 4. 「個人情報ファイルの名称」を記載すること。  
 5. 「個人情報ファイルの名称」を記載すること。  
 6. 「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

7. 「個人情報ファイルの名称」を記載すること。  
 8. 「個人情報ファイルの名称」を記載すること。  
 9. 「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

10. 「個人情報ファイルの名称」を記載すること。  
 11. 「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

12. 「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

13. 「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

14. 「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

- 49 -

## 別記様式第八（第五十四条第六項関係）

## 別記様式第九（第五十九条第一項関係）

## 別記様式第十（第五十九条第一項関係）

5. 「個人情報等の保護に関する法律」第112条第3項  
規範には、「個人情報等の保護に関する法律(以下「個人情報等の保護に関する法律」といいます。)」(以下「個人情報等の保護に関する法律」といいます。)を踏まえて実施すること。  
6. 「行政機関等匿名加工情報を提供する方法」には、該当する□のチェックボックスに「」マークを入れること。  
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 50 -

別記様式第八（第五十四条第六項関係）

答約書

年月日

(行政機関の長等) 聲

(ふりがな)  
氏名 (法人その他の団体にあっては、  
各代表者の氏名を記載  
すること。)

個人情報の保護に関する法律 第112条第3項  
第118条第2項において規定する第112条第3項の規定により依頼する者(及びその役員)が、同法第113条各号に該当しないことを誓します。

記載事項  
1. 不要な文字は、抹消すること。  
2. 役員とは、取締役、執行役、兼務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものという。  
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 51 -

別記様式第九（第五十九条第一項関係）

年月日

答差結果通知書

(権利者) 様

行政機関の長等

年月日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する権利者」について、個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる事由に適合するに認めるので、回答書に該当しないことを誓します。

1. 別冊の申請書類(長等)1の要で行政機関等匿名加工情報を利用に関する契約の締結の申込書  
(契約の締結の長等)1の要で行政機関等匿名加工情報を利用に関する契約の締結の申込書を申し込む場合は、  
行政機関等匿名加工情報を利用に関する契約の締結の申込書を申し込む場合は、  
下記2.に記載して下記3.に記載した資料(別冊の申請書類)を添付し、個人情報の保護に関する法律第115条各号に該当しないことを誓します。

2. 手数料 (又は利用料)  
(1) 純代金(手数料) (又は利用料)の額  
(2) 手数料 (又は利用料)の納付方法  
(3) 手数料 (又は利用料)の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報を提供する方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 52 -

別記様式第十（第五十九条第一項関係）

年月日

(行政機関の長等) 聲

郵便番号  
(ふりがな)  
住所 (法人その他の団体にあっては、  
本店又は主要な営業所の所在地  
を記載すること。)

連絡先 (連絡のための電話番号及び電子  
メールアドレスを記載すること。  
担当者等がある場合は、当該  
担当者の氏名及び担当部署を記載  
すること。)

年月日付け第115条各号で規定する第115条の規定  
に依り行政機関等匿名加工情報を利用に関する契約の締結の申込書

記載事項  
1. 不要な文字は、抹消すること。  
2. 行政機関等匿名加工情報を利用する手数料(又は利用料)は、個人  
情報の保護に関する法律別記様式第九(第50条第1項関係)に

- 53 -

より通知した事項に従って納付すること。  
3. 用紙の大きさは、日本郵便規格A4をすること。

- 54 -

(第二面 (行政機関に対して申し込む場合))

収入印紙貼り付け欄 (消印してはならない)
--------------------------

- 55 -

**別記様式第十一（第五十九条第三項関係）**

別記様式第十一（第五十九条第三項関係）  
年 月 日

審査結果通知書  
(提案者) 様

行政機関の責等

年 月 日付け「行政機関等名加工情報をその用に供して行う事務に関する基準」について、個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めたものには、適用しないと認めるもので、同法第3項の規定により通知します。

(提案者が個人情報を保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

**記載要領**  
1. 「提案者が個人情報を保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めた理由」は、適用しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。  
2. 用紙の大きさは、日本郵便規格A4をすること。

- 56 -

**別記様式第十二（第六十四条において読み替えて準用する第五十四条第一項関係）**

別記様式第十二（第六十条において読み替えて準用する第五十四条第一項関係）  
作成された行政機関等名加工情報をその用に供して行う事務に関する基準

年 月 日

(行政機関の長等) 様

郵便番号  
(ふりがな)  
住所又は名称(法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

氏名  
(姓)(夫のそと姓の継承については、配偶及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先  
(連絡のための電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。  
既存の電話番号又は電子メールアドレスと異なる場合は、別途提出する旨の届出を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律 第118条第1項前段 の規定により、以下のとおり  
内閣された行政機関等名加工情報をその用に供して行う事務(又は事業の変更)に対する権利をします。

1. 権利に係る行政機関等名加工情報を特定するに足りる事項

2. 行政機関等名加工情報をの利用

- 57 -

別記様式第十三（第六十四条において読み替えて準用する第五十九条第一項関係）

別記様式第十四（第六十四条において読み替えて準用する第五十九条第三項関係）

別記様式第十五（第七十条関係）

(1) 利用の目的  
 (2) 利用する機器の種類  
 (3) 利用に供する事業の内容  
 (4) 上記(3)の事業の利用に供しようとする期間

3. 指定の防止等行政機関等が加工情報を適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関等が加工情報を提供する方法  
 (1) 提供媒体 □ CD-R □ DVD-R  
 (2) 提供方法 □ 電子メール □ 郵送

記載要領

1. 本要領の本文は、紙面を二つ。

2. 「事業」(以下「行政機関等が加工情報を特許するに至る事例」)には、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第117条の規定により個人情報ファイルに収載された行政機関等が加工情報を利用する事例を指す。

3. 「行政機関等が加工情報を利用する期間」には、(1)から(4)までの要項を具体的に記載すること。また、(1)から(4)の要項の利用に供する期間により(5)の要項を記載する場合、内規等で該要項を規定する場合は該要項を記載する。

4. 「法」(以下「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(以下「ガイドライン」))には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(以下「ガイドライン」)第117条の規定により個人情報ファイルに収載された行政機関等が加工情報を利用する事例を指す。

5. 「行政機関等が加工情報を提供する方法」には、該当する□のチェックボックスに「[レ]マークをされること(第18条第1項前段の規定を守る場合に限る)」。

6. 紙面の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 58 -

別記様式第十三（第六十五回において読み替えて準用する第五十九条第一項関係）  
年 月 日

審査結果通知書

(提出者) 様

行政機関等が

年 月 日 付け「作成された行政機関等が加工情報を利用する期間に係る個人情報の保護に関する法律に基づく行政機関等が加工情報を特許するに至る事例」について、個人情報の保護に関する法律に基づく行政機関等が加工情報を特許するに至る事例を提出する旨の申請は、第114条第2項で規定する第114条第1項の規定により、第1号令にて掲げる要領に依り申請を行なうと認められるので、同条第2項の規定により承認する。

1. 本件の概要  
 (行政機関-長男) 1の書に付した行政機関等が加工情報を利用する期間に係る個人情報の保護に関する法律に基づく行政機関等が加工情報を特許するに至る事例を提出する旨の申請は、第114条第2項で規定する第114条第1項の規定により、第1号令にて掲げる要領に依り申請を行なうと認められるので、同条第2項の規定により承認する。

2. 提出料 (又は利用料)  
 (1) 申請代すべき手数料 (又は利用料) の額  
 (2) 手数料 (又は利用料) の納付方法  
 (3) 手数料 (又は利用料) の納付期限

3. 行政機関等が加工情報を提供する方法

4. その他

注 紙面の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 59 -

別記様式第十四（第六十五回において読み替えて準用する第五十九条第三項関係）  
年 月 日

審査結果通知書

(提出者) 様

行政機関の共等

年 月 日 付け「作成された行政機関等が加工情報を利用する期間に係る個人情報の保護に関する法律に基づく行政機関等が加工情報を特許するに至る事例」について、個人情報の保護に関する法律に基づく行政機関等が加工情報を特許するに至る事例を提出する旨の申請は、第114条第2項で規定する第114条第1項の規定により、第1号令にて掲げる要領に依り申請を行なうと認められるので、同条第3項の規定により承認します。

(被請求個人情報の保護に関する法律第118条第2項で規定する第114条第1項及び第4号から第7号までに掲げる要領に適合しないと認める理由)

1. 被請求個人情報の保護に関する法律第118条第2項で規定する第114条第1項及び第4号から第7号までに掲げる要領に適合しないと認められる理由は、満たしないため認められる要領に並びびそその利害関係をできる限り具体的に記載すること。

2. 紙面の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 60 -

別記様式第十五（第七十一条関係）
提出日 年 月 日
提出者名

届出書

(個人情報の保護に関する法律第167条第1項・デジタル社会の形成を図るために個人情報の保護に関する法律第53条法律第37号別則第8条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 様

届出書の名称  
代表者名

1. 既存の個人情報の収集に係る法律第114条第2項で規定する第114条第1項の区分	1. 敷地内高 2. 同社本社 3. 一社事務組合等
2. 既存の個人情報の収集に係る法律第114条第2項で規定する第114条第1項の区分	
3. 既存の個人情報の収集に係る法律第114条第2項で規定する第114条第1項の区分	
4. 既存の個人情報の収集に係る法律第114条第2項で規定する第114条第1項の区分	
5. 既存の個人情報の収集に係る法律第114条第2項で規定する第114条第1項の区分	

2. 既存の個人情報の収集に係る法律第114条第2項で規定する第114条第1項の区分	1. 固定 2. 流動 3. 開放
3. 既存の個人情報の収集に係る法律第114条第2項で規定する第114条第1項の区分	
4. 既存の個人情報の収集に係る法律第114条第2項で規定する第114条第1項の区分	
5. 既存の個人情報の収集に係る法律第114条第2項で規定する第114条第1項の区分	
6. 既存の個人情報の収集に係る法律第114条第2項で規定する第114条第1項の区分	

- 61 -

工場の情報	第78 条第2項
工場の所在地	第89 条第2項
行方不明者登録番号	第107 条第2項
第4条の4	
隣で詐欺等の手口	第108 条
行方不明者の名前	第119 条第3項
加工機器の利用	
別件用紙の記入欄	
機械等の名前	第119 条第4項
機械等の利用目的	
機械等の仕様	
機械等の年式	第129 条
工場地図	上記以外

記載事項  
 1. 基上の時の届出日及び届出番号の欄に記載しないこと。  
 2. 数字を付した欄に、該当する数字を○で印すること。  
 3. 1. の「届出区分」が「1. 普通郵便」に該当する場合には、1. の「のりふり」欄に記入すること。  
 4. 1. の「連絡先」には、代表電話番号ではなく、当該担当者の直通電話番号を記載すること。  
 5. 2. の「届出番号」には、「新規登録番号」に記載する個人情報の箇満に対する該当の欄に記載した条例の該当する条件を記載すること。また、条例の規定が「新規登録番号」に記載する範例の規定に該当しない場合は、「(この他)」の欄に記載すること。  
 6. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。  
 7. 用紙の大きさは、日本版面規格A4とすること。